

環境用語集 (P (数字) は、計画中に出てくるページ数)

あ行

空家対策特別措置法 P 61

(正式名称：空家等対策の推進に関する特別措置法)

平成 26 (2014) 年 11 月に制定された、空家等への対策を定めた法律。市町村が固定資産税の情報等から空き家に関する資料収集することが可能になり、倒壊の危険のある空き家に対し、強制撤去も含めた措置を実施することを可能にした。

一般廃棄物 P 2, 11, 15, 39, 40

産業廃棄物以外の廃棄物。ごみとし尿に分類され、更に、ごみは商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

ウォームビズ P 37

二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するため、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときには暖かい格好をして働くこと。環境省が平成 17 (2005) 年から提唱、実施している地球温暖化防止キャンペーンの 1 つ。

魚津浦の蜃気楼 (御旅屋跡) P 11, 25

加賀藩当主の前田綱紀や同じく加賀藩当主の前田治脩が蜃気楼を目撃したとされる御旅屋があった場所 (現在は大町海岸公園) は、歴史的背景もあり、現在も蜃気楼を見ることができる景勝地であることから、令和 2

(2020) 年 3 月 10 日に「魚津浦の蜃気楼 (御旅屋跡)」として国の登録記念物 (景勝地) に登録されている。

魚津市空家等対策の推進に関する条例 P 11, 30

国の空家対策特別措置法の制定を受け、平成 27 (2015) 年 9 月に制定された、魚津市の空家等への対策を定めた条例。放置すると危険な空家や、衛生上有害な空家等について、特定空家に認定し、所有者等に対し改善勧告・命令を出すことや、市による改善措置の代執行が可能になった。

魚津市環境基本条例 P 1, 2, 13, 54

平成 22 (2010) 年 3 月に制定された、魚津市の環境政策の基本となる条例。魚津市の環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することや、そのための基本的な計画として、環境基本計画を策定すること等を定めている。

魚津市公害防止条例 P 10

昭和 47（1972）年に制定された、魚津市の公害防止に関する条例。公害防止について、市長、事業者の責務や市民の協力を定めるとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく届出を県知事へ提出した際には、魚津市にも届出をすること等を定めている。

魚津市自治基本条例 P 13

平成 23（2011）年に制定された、魚津市の市民自治確立を図ること定めた条例。自治の基本理念や基本原則を示すとともに、市民の権利や責務、市議会や市長その他の執行機関の役割や責務、市政運営に関する基本的な事項等を定めている。

魚津市容器包装廃棄物分別収集計画 P 2, 12

魚津市のごみ全体に占める容器包装廃棄物の排出量を予測し、分別収集量の目標値を定めたもの。5年ごとに見直しを行っている。容器包装廃棄物には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装がある。

魚津市民意識調査 P 13

魚津市総合計画の進捗状況を確認し、今後の市政に反映するため、「魚津市民意識調査」を毎年実施している。調査対象は 18 歳以上の市民の方から、性別、年代別、居住地区別に無作為に抽出し、郵送返送方式で行っている。

魚津市立地適正化計画 P 9

魚津市の都市再生と国が推進しているコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方を基にした持続可能なまちづくりを目的として、令和 2（2020）年 3 月に策定されました。

魚津の水循環 P 10, 12, 19, 21, 23, 24, 27, 50

魚津市で見られる水の水循環システムの総称。魚津市は、市域内のみで水循環が完結しているという世界的にも稀な地形から成り立っており、この地形が様々な生態系サービスも支えていることから、将来的な保全が必要とされている。

エコアクション 2 1 P 45

環境省が策定した中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。取組みの自己チェック、環境保全計画の策定、環境活動レポートの公表等により、環境への負荷を削減する事業者を、ガイドラインに基づき審査し、国内規格として認証・登録する。

エコドライブ P 31, 37, 38

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質排出の減少のため、燃料消費の少ない運転を行うこと。急発進・急加速、不要なアイドリング等を避けることや、タイヤの空気圧のこまめなチェック、不要な荷物を積まずに走行すること等がある。

エコマーク P 41

環境ラベルの一種で、様々な製品やサービスの内、生産から廃棄にわたり環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられるマーク。



エコマーク

エネルギー基本計画 P 6

平成 15 (2003) 年に、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すために策定された計画。平成 30 (2018) 年には第 5 次計画が策定され、2030 年に向けては温室効果ガスの 26%削減を目標にエネルギーミックスの確実な実現を、2050 年に向けては温室効果ガスの 80%削減を目標にエネルギー転換・脱炭素化への挑戦を掲げている。

エネルギーミックス P 6

社会全体に供給するエネルギーを、さまざまな方法を組み合わせてまかなうこと。→ (参考) 長期エネルギー需給見通し

屋上緑化 P 37

屋根や屋上に植物を植え緑化すること。夏期の温度上昇の軽減や冬期の保温効果による省エネ、温室効果ガスである二酸化炭素の削減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

奥山 P 22

人里を遠く離れた山の中や山の奥深い所のこと。

オゾン層 P 54, 55

地球を取り巻く厚さ約 20 km のオゾンを多く含む層。太陽光に含まれる生物に有害な紫外線の多くを吸収している。近年、フロン等の人工化学物質により、南極地域の成層圏のオゾン層が著しく少なくなるオゾンホールが発生し、地上に達する紫外線の量が増えており、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

温室効果ガス P 3, 6, 7, 8, 12, 15, 18, 20, 35, 36, 46, 47, 49, 50

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等、大気中に含まれ、太陽光の赤外線を吸収する性質のあるガスのこと。これらのガスが温室のガラス

に似た働きをすることにより気温が上昇する「温室効果」が、地球温暖化の原因となっている。

か行

海洋生分解性プラスチック P7

原料の石油由来、生物由来を問わず、海洋環境での分解性を有するプラスチックのこと。ここでの分解とは海洋環境に存在する微生物、熱、光等の働きによって二酸化炭素、水にまで分解されることを指す。

海洋プラスチック P7

人の日常生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。

外来生物 P22, 23, 24

自然分布域の外から人為的に持ち込まれた生物のこと。在来生物や生態系に様々な影響を及ぼし、在来生物を絶滅させる場合もあるため、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされている。

化石燃料 P48

数百万年以上前の植物やプランクトン等が地中に埋もれ、高熱と高圧の影響を受けてできたとされている燃料の総称。石油、石炭、天然ガス等があり、燃やすと二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等を発生させるため、地球温暖化や大気汚染等の要因となっている。

合併処理浄化槽 P30

風呂や台所排水、し尿等を合わせて処理する施設のこと。平成13(2001)年に、し尿のみを処理する単独浄化槽の製造が禁止されたことにより設置が進められている。単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて高く、比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落等での生活排水処理の有力な方法となっている。

家電リサイクル法 (正式名称：特定家庭用機器再商品化法) P11

平成11(1999)年に制定された、家電製品の回収・リサイクル等について定めた法律。家庭で不要となった家電製品のうち、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫の4品目については、家電メーカーが回収、消費者が費用負担し、その他の家電については、家電メーカーがリサイクルすることを義務付けた。

環境家計簿 P15

各家庭の電気・ガス・水道・ガソリン・灯油等の毎月の使用量やごみ排出量を記入し、これに「二酸化炭素排出係数」を乗じることで、毎月排出され

る二酸化炭素が簡単に計算できるもの。

環境基準 P 14, 30

環境基本法で定められている、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染や騒音の環境上の条件について、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画（国） P 5

平成 6（1994）年に策定された環境基本法に基づく環境の保全に関する基本的な計画。パリ協定採択後の平成 30（2018）年に策定された第五次計画では、SDGs の考え方を活用している。

環境基本法 P 5, 60

平成 5（1993）年に制定された環境政策の基本的方向を示し、環境行政を総合的に推進していくことを目的とした法律。環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築や、これまで個別に行われていた公害対策、自然環境保全に、国・地方公共団体・事業者・国民等全ての主体が参加し、取り組むこと等を盛り込んでいる。

環境負荷 P 12, 17, 18, 36

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれる。

環境ラベル P 41

製品やサービスの環境に関する情報を、製品やパッケージ等を通じて消費者に伝えるラベル。エコマークやグリーンマークが知られており、富山県でも、富山県リサイクル認定シンボルマークを作成している。

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議

（C O P 2 1 : Conference of the Parties21） P 3

平成 27（2015）年 11 月にパリで開催された、地球温暖化対策について話し合う国連の会議のこと。当初、新興国と途上国にも削減義務を求める先進国と、これまで大量に二酸化炭素を排出してきた先進国が削減義務を負うべきとする新興国・途上国との主張が対立し、議論はまとまらなかったが、最終的に、京都議定書以来 18 年ぶりの国際的な枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとなった「パリ協定」を採択した。

クールビズ P 37

二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上

着ファッションの軽装で働くこと。環境省が平成 17（2005）年から提唱、実施している地球温暖化防止キャンペーンの 1 つ。

グリーンカーテン P 12, 35, 37, 44

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネット等に這わせて、カーテンのように覆ったもの。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策の一つで、葉から蒸発する水分が周りの温度を下げると同時に、日差しを遮るため、室内が涼しくなる。実や花を楽しむため、ゴーヤやアサガオが使用されるケースが多い。

グリーン購入・調達 P 12

製品やサービスを購入・調達する際に、その必要性をよく考え、エコマーク製品等、環境への負荷が極力少ないものを率先して購入すること。平成 12（2000）年には、環境物品等への需要の転換を図るために必要な事項を定めた「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）」が制定されている。

グリーンマーク P 41

環境ラベルの一種で、古紙を原料に利用した製品につけられるマーク。古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用を促進することを目的としている。



グリーンマーク

公園里親制度 P 14, 15, 33, 43

市民や団体が、市から必要な用具等の提供・貸与を受けながら、自ら指定した公園を継続して美化活動等を行う制度。

公害防止協定 P 10

地方公共団体と企業との間で交わした公害防止に関する協定。工場の新規立地や施設の増設等を契機として締結されることが多い。

光化学オキシダント (O_x) P 29

工場、自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光等の紫外線を吸収し、光化学反応を起こすことにより生成される物質の総称。オゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有するものもある。光化学スモッグの原因にもなり、高濃度では目や喉に刺激を及ぼすほか、農作物等植物への影響も報告されている。

さ行

里山 P 13, 14, 15, 22, 32, 49

人里に近く、古くから薪や山菜を採る等人の生活に結びついた山のこと。

近年、自然とのふれあいの場としての利用や、木炭や堆肥等のバイオマスの供給源として見直されつつある。

3R P 7, 12, 15, 38

循環型社会構築のために必要な「リデュース (Reduce : 減らす)」、「リユース (Reuse : 繰り返し使う)」、「リサイクル (Recycle : 再資源化する)」の3つ活動のこと。

産業廃棄物 P 11

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等 20 種類の廃棄物のこと。大量に排出されることや、処理に特別な技術を要するものが多いこと等から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、排出業者の適正な処理が義務付けられている。

3015 (さんまるいちご) 運動 P 41

富山県の最高峰であるタテヤマの標高 3015 メートルにちなんで、「食べきり 3015」と「使いきり 3015」の2つの取組からなる運動。「食べきり 3015」とは、開宴後 30 分と終了前 15 分に食事を楽しむ時間を設定し、料理を食べきるよう呼びかけるもの。「使いきり 3015」とは、毎月 30 日、15 日は家庭の冷蔵庫の中身をチェックし、期限が近いものは使いきるという取組。

ジオパーク P 26

地球科学的な価値を持つ遺産を保全しながら、教育やツーリズムに活用し、地域の持続可能な開発を進める仕組みを構築しようとしている場所のこと。県内では、立山黒部ジオパークがあり、日本ジオパークに認定されている。

資源化率 P 40

ここでいう資源化率とは、魚津市で排出される一般廃棄物と資源物の総量の内、資源物の割合。
$$= (\text{資源物収集量}) / (\text{家庭系一般廃棄物収集量} + \text{事業系一般廃棄物収集量} + \text{資源物収集量})$$

次世代自動車 P 37, 38

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない（又は全く排出しない）、燃費性能が優れているなど環境に優しい自動車のこと。

自然林 P 21

人工林以外のすべての森林のこと。これまで一度も人の手が加えられたこ

とのない原生林と、原生林が伐採や山火事等によって破壊された後、自然または人為的に再生した二次林とに大別される。

持続可能な開発サミット P 3

2015年9月にニューヨークで開催された、環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議。2016年から2030年にわたり、国際社会と各国政府によって共有される行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ Transforming Our World」が採択された。

持続可能な開発のための2030アジェンダ P 3, 5

2000年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間（2030年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）を中核とする。

持続可能な社会 P 3, 5, 18

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図り、これを次世代にも継承しながら持続的に発展することができる社会のこと。

循環型社会 P 2, 6, 15, 18, 20, 35

環境への負荷をできる限り低減する社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、天然資源の消費を抑制する。

循環型社会形成推進基本計画 P 6, 7

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。平成30（2018）年には第四次の基本計画が策定され、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」などを政策の柱としている。

循環型社会形成推進基本法 P 6

平成12（2000）年に制定された日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組となる法律。廃棄物の発生量が膨大であることや不法投棄の増大など問題が年々複雑化していることから、その解決を図るため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進する。

人工林 P 21, 49

苗木の植栽や、播種、挿し木等により人が更新させた森林のこと。スギ、ヒノキ、マツ類、カラマツ等が代表的な樹種。

水産多面的機能発揮対策事業 P 22

多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を目的とした事業。本市では、アマモの移植、植林活動及び種苗放流などの活動を通して、沿岸海域の漁場環境の保全や維持管理、水産に関する啓発、漁村の伝統文化の継承を図っている。

水洗化率 P 14, 30

公共下水道や農業集落排水施設を利用できる地区の人口の内、実際にこうした施設に生活排水を排出している人口の割合。

生活排水 P 10, 28, 30

炊事、洗濯、入浴等、日常生活で使用後、公共用水域に排出される排水。工場等から排出される産業排水と区別されている。

生態系 P 2, 5, 14, 17, 20, 21, 22, 27, 50, 54, 57

食物連鎖等の生物相互の関係と、生物とそれを取り巻く環境の相互関係を、総合的に捉え、生物社会のまとまりとした概念。

生物多様性 P 2, 5, 17, 20, 21, 23, 24, 27

自然生態系を構成する動植物、微生物等地球上の生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念のこと。人間の活動の拡大により、生物の多様性が著しく低下していることを懸念して、平成4（1992）年の国連環境開発会議で、その保全と持続可能な利用に向けて世界全体で協力して取組むための「生物の多様性に関する条約（国際生物多様性条約）」が採択された。わが国でも、平成20（2008）年には生物多様性基本法が施行され、生物多様性に関する施策を進める上での基本的な考え方が示されている。

生物多様性うおづ戦略 P 2, 10, 23

魚津市の生物多様性の保全と持続可能な利用のために指針となる戦略。2050年の将来像として「豊かな自然 多様ないきもの 未来につなごう ふるさと魚津」を掲げ、この実現を目指す。

生物多様性国家戦略 P 5

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な戦略。平成24（2012）年から平成32（2020）年までを計画期間としたものでは、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」というこれまでの4つの基本戦略に、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加え、5つの基本戦略を設定している。

ゼロカーボンシティ P 8, 12, 46

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

た行

太陽光発電 P 48

太陽電池に太陽光が照射されることで電気が発生する発電システム。クリーンで無尽蔵なエネルギーであることから、地球温暖化対策の一つとして導入されている。

立山黒部ジオパーク P 26

平成26(2014)年に日本ジオパークに認定された、魚津市を含む富山市以東の9市町村と富山湾をエリアとするジオパークのこと。特徴の一つとして、「ダイナミックな水循環」が挙げられており、この中には、氷河、多雪、急流河川、湧水群、埋没林、海底林などの資源が含まれている。

ダボス会議 P 7

スイス・ジュネーブに本拠を置く非営利団体世界経済フォーラムが毎年1月に、スイス東部の保養地ダボスで開催する年次総会のこと。経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的としている。

地域循環共生圏 P 5, 6, 19

「地域循環圏」と「自然共生圏」の考え方を包含するもので、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地下水涵養 P 13, 22, 24

雨水・河川水等が地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下に染み込まず、そのまま海へ流出してしまうため、地下水が減少傾向にあり、地下水を増加させる重要な手段となっている。

地球温暖化 P 2, 3, 7, 8, 12, 15, 18, 20, 35, 48

人間活動の拡大により二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加し、地表の温度が上昇すること。その結果、海面上昇や異常気象の頻発等、人間や生態系に大きな影響を与えることが危惧されている。

地球温暖化対策推進本部 P 7

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき内閣に設置されている日本の行政機関のひとつ。地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関である。

地球温暖化対策の推進に関する法律 P 8

平成 10（1998）年に制定された国内における地球温暖化対策を推進するための枠組を定めた法律。国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むためのそれぞれの責務を定めている。

地球温暖化防止魚津市役所実行計画 P 2, 12, 36, 46

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に向けた措置を進める魚津市の計画。温室効果ガス総排出量を 5 年計画で目標年までに、5 %削減することを目標としている。

地熱発電 P 48

自然が有する地下の熱水や高温蒸気等の熱源を利用し、発電する方法。

中山間地域 P 11, 20, 32, 33

平野の外縁部から山間地までのこと。魚津市には、法指定地域として、鹿熊、鉢、小菅沼、池谷、北山、坪野、稗島、室田、金山谷、島尻、大菅沼、前東城、奥東城、平沢、東蔵、黒谷・山女の 16 集落、特認地域として、下椿、舂方、大海寺野、大海寺新、日尾、御影、大沢、黒沢の 7 集落がある。

長期エネルギー需給見通し P 6

エネルギー基本計画を踏まえ、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現できると見られるであろう将来のエネルギー需給構造の見通し。→（参考）エネルギーミックス

低公害車 P 31

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車、一定基準を満たした低燃費・低排出認定車等が含まれる。

低騒音型・低振動型建設機械 P 31

建設工事現場周辺的生活環境を保全し、工事を円滑に施工するため、騒音・振動を抑制した建設機械のこと。国土交通省が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき型式指定を行っている。

典型 7 公害 P 10, 11, 14, 30

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下の7つの公害のこと。

特定空家 P 11

魚津市空家等対策の推進に関する条例第2条により、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切とされている空き家。①そのまま放置した場合、倒壊等のおそれのある空き家、②害虫の発生や雑草の繁茂等により、著しく衛生上有害になるおそれがある空き家、③適切な管理が行われておらず、著しく景観を損なっている空き家等がこれにあたる。

特定施設 P 29

人の健康や生活環境に影響を与える恐れがあると、公害関係法令等に指定されている施設のこと。設置する際には、都道府県知事や市町村長への事前届出が必要となる。

とやまエコ・ストア制度 P 39, 41, 44

環境への負荷低減に取り組む県内の店舗等を、県がエコ・ストアとして登録し、登録された店舗等を県民が協力・支援する制度。登録には、レジ袋削減、資源物の店頭回収、低炭素化といった項目から1項目以上と、照明のLED化等の自由項目についての取り組みが必要とされている。

とやま環境チャレンジ10 P 35, 43, 44

県内の10歳の児童（小学校4年生）が、地球温暖化問題を学び、目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するという一連の取組を通じて、環境に配慮したライフスタイルへの理解を促し、家庭における地球温暖化対策の定着を図る。

富山県リサイクル認定制度 P 41

富山県が実施している廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定する制度。認定された事業所は、シンボルマークを表示・利用することができる。



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

鳥インフルエンザ P 14

トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスの人への感染症。人におけるほとんどの感染者は、感染した家きんやその排泄物、死体、臓器などに濃厚な接触があるが、日本では発症した人は確認されていない。

な行

二酸化炭素 (CO₂) P 12, 15, 35, 36, 46, 47, 48, 49

石炭や石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことで発生する物質。温室効果ガスの一つで、化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少により年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質となっている。

日本ジオパーク P 70

日本ジオパーク委員会（JGC）が、日本ジオパークネットワーク（JGN）への加盟を認定したジオパークのこと。平成 26（2014）年には、立山黒部ジオパークが認定されている。

燃料電池 P 48

水素と酸素の化学的な結合反応で生じたエネルギーで電力を発生させる装置。

ノーマイカー P 36, 37, 48

大気汚染抑制、交通事故軽減、交通渋滞緩和等を目的とし、自家用車の利用を控え、電車やバス等の公共交通機関を利用すること。

は行

パークアンドライド P 37

乗ってきた自動車を駅やバス停周辺の駐車場に停め、電車やバス等の公共交通機関で目的地に向かうこと。乗ってきた自動車を使用する時間が減るため環境にやさしく、交通渋滞が緩和につながる等のメリットがある。

ばい煙 P 56

燃焼に伴い発生する硫黄酸化物やばいじん、有害物質の総称。物の燃焼や合成、分解等に伴って発生するカドミウムや塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等がある。

バイオマス P 35, 36, 48

木材、海草、生ごみ、紙、動物の糞尿、プランクトン等の有機物等、再生可能な生物由来の有機資源のこと。これらを燃焼しての発電、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化、ユーカリ等の炭化水素を含む植物からの石油成分の抽出等により、化石燃料に代わるエネルギー源として利用が可能になる。

ハイブリッド自動車 P 48

従来のガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせた車のこと。走行状況に応じてガソリンエンジンと電気モーターを作動させるため、通常のガソリンエンジンよりも燃費効率がよく、また有害な排気ガスの排出を抑制することができる。

パリ協定 P 3, 5, 6

平成 27 (2015) 年 11 月に開催された気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議 (C O P 2 1) で採択された協定。気温上昇を産業革命前に比べて 2 度に抑えるよう努力すること、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこと等が盛り込まれている。京都議定書以来 18 年ぶりの国際的な枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとなった。

東山円筒分水槽 P 11, 25, 27

東山地区の天神野用水・青柳用水・東山用水の 3 つの用水に公平に水を分配するための円筒分水槽。対岸の貝田新分水槽から片貝川をサイフォン (163.2m) で横断し水路のトンネル (135m) を接続して水を引っ張ってきている。

微小粒子状物質 P 29 → 「PM2.5」へ

非特定営利法人 (N P O : Non Profit Organization) P 42. 45

行政や営利企業では十分に対応できない環境や福祉等の問題について、市民が自主的に行う非営利の活動団体のこと。

プラスチック資源循環戦略 P 7

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。

ま行

マイバッグ P 39, 41

レジ袋等容器包装廃棄物を抑制するため、買い物時に使用する、繰り返し利用が可能なバッグのこと。エコバッグ等の名称がある。

水循環 P 2, 5, 10, 13, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 23, 25, 27, 50, 55, 56, 58, 59

山岳地帯等に降り注いだ雨や雪等の水が、河川水や地下水、海底湧水となり、海に流れ込み、海面から蒸発し、再び雨や雪となり山岳地帯に降り注ぐという水の循環のこと。近年、産業や生活用水としての水の需要が増大する一方、森林の荒廃等により水環境保全機能が低下する等、この循環が阻害されるケースがあり、保全・回復対策が必要とされている。

水循環基本計画

平成 27 (2015) 年 7 月に策定された、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした計画。水循環基本法に基づいた計画で、

渇水や水害に対処するため、河川、湖沼等の流域ごとに、国や自治体、企業等で構成する流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定すること等が盛り込まれている。

水循環基本法 P 5

平成 26 (2014) 年 4 月に制定された、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした法律。水循環についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、毎年 8 月 1 日を「水の日」と定めている。

メタン (CH₄) P 46

天然ガスの主成分で、酸素がほとんどない状態で有機物が腐敗や発酵するときに生じる物質。主に有機性廃棄物の最終処分場や沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の分解過程等から発生する。単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の 20 倍あり、温室効果ガスの原因として約 6 割を占める二酸化炭素に次いで、約 2 割を占めている。

や行

用途地域 P 9

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めている。

4 R P 12, 20, 38, 40, 41, 44, 50

循環型社会構築のために必要な「リデュース (Reduce : 減らす)」、「リユース (Reuse : 繰り返し使う)」、「リサイクル (Recycle : 再資源化する)」、「リフューズ (Refuse : ごみになるものを断る)」を加えた 4 つ活動のこと。

ら行

リサイクル P 7, 12, 15, 40, 41, 44

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用 (再資源化) と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル (熱回収) がある。

リデュース P 7, 12

廃棄物の発生自体を抑制すること。事業者においては、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等、製品の設計から販売に至るすべての段階でこの取組みが求められている。消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等、日常生活全般にわたる取組みが必要とされている。

リフューズ P12

廃棄物になるものを断ること。消費者は、買い物時に必要以上購入しない、「マイバッグ」を携帯して、レジ袋や過剰包装を断る等使い捨て型のライフスタイルの見直しが必要である。

リユース P7, 12

リターナブル瓶のように、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

6次産業化 P26

農林漁業者が生産から加工・販売まで一体的に展開して新たな価値を生み出すことを目指す取組。

C

CO₂ →「二酸化炭素」へ

COP21 (Conference of the Parties21) P3

→「気候変動枠組条約第21回締約国会議」へ

CSF (豚熱)、(豚コレラ) P14

CSFウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴である。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。

F

FIT制度 (Feed-in Tariff) P47

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成23年8月30日法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度

I

ISO14001 P45

国際標準化機構（ISO）によって制定された環境マネジメントに関する国際的な標準規格のこと。企業等が製品の製造やサービスの提供等、自社の活動による環境への負荷を最小限にするように構築した環境マネジメントシステムを審査機関の審査を経て、国際規格として認証・登録する。

L

LED (Light Emitting Diode) P35, 37

発光ダイオードを使用した照明器具のこと。高価格ではあるが、従来の照明器具に比べて、長寿命で電力消費も低い。

N

NPO (Non Profit Organization) P 42, 45 → 「非特定営利法人」へ

P

PM2.5 (Particulate Matter_{2.5} 微小粒子状物質) P 29

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、直径が $2.5\ \mu\text{m}$ * (マイクロメートル、 $1\ \mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の粒子のこと。粒子の大きさが髪の毛の太さの 30 分の 1 と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎等の呼吸器系や、循環器系への影響が懸念されている。



出典：USEPA 資料

S

SDGs

(Sustainable Development Goals) P 3, 4, 5, 17, 18, 19, 21, 25, 28, 32, 35, 38, 42

国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 の国際目標と 169 のターゲット (達成基準) からなる。

Z

ゼッチ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) P 35

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

ゼフ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) P 36

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。